

J R サービック労「申」第9号  
2026年1月14日

株式会社関西新幹線サービス  
代表取締役社長 小松 修治 殿

J R サービック労働組合  
執行委員長 柳楽 関

### 就業規則に関する申し入れ

就業規則の周知義務は、労働基準法第106条に定められており、就業規則の作成や変更時には、全従業員に周知する必要がある。一部の従業員だけに教えたり、口頭のみの説明は、「周知」に当たらない。そして、就業規則の周知方法は、労働基準法第106条1項・労働基準法施行規則第52条の2により、①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、または備え付けること。②書面を労働者に交付すること。③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。と定められている。したがって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答を行うこと。

#### 記

1. 就業規則を常時各事業所の見やすい場所（休憩室、現場詰所）に掲示又は、備え付けること。
2. 2024年4月1日以降に就業規則を変更した内容を明らかにし、説明すること。
3. 組合に就業規則を手交すること。

以上